

日弁連最高裁判所裁判官 推薦諮問委員会に関する資料

2002年11月12日
日本弁護士連合会

最高裁判所裁判官推薦諮問委員会

一、名称

最高裁判所裁判官推薦諮問委員会

二、目的

本会が、最高裁判所長官及び最高裁判所判事の各候補者を推薦するに際し、会長の諮問に応じ最もふさわしい候補者を答申すること。

三、組織

委員一五名（会長、前会長及び事務総長並びに東京、第一東京、第二東京及び大阪の各弁護士会から推薦された各一名並びに各弁護士会連合会から推薦された各一名）をもって組織する。

委員長は、会長とする。

委員の任期は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

四、定足数

委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

附 則

第三項及び第四項の改正規定は、平成五年六月二五日より施行する。

1 昭和四八年七月二一日理事会議決

2 平成五年六月二五日理事会 「三、組織」中「委員一五名以内をもって組織する。」を右のように改正。「四、定足数」の規定を新設

最高裁判所裁判官候補者の推薦基準

- 1．憲法の理念に徹し，広く国民的視野に立ち，高潔な人格を備えた人
- 2．弁護士としての活動及び弁護士会での活動によって培われた市民的感覚と基本的人権擁護並びに司法改革への熱意が具体的に感得される人
- 3．他の分野出身の裁判官に伍して粘り強く説得的議論が展開できる学識，識見と，少数意見も含めてそれを表現できる積極性がみられる人

平成13年7月16日

日本弁護士連合会

最高裁判所裁判官推薦諮問委員会

日本弁護士連合会が推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考に関する
運用基準

(平成五年七月十六日理事会議決)

改正 平成一三年一月二〇日

(目的)

第一条 この運用基準は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)(の推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考について民主的で公正な手続きを確保し、最高裁判所裁判官推薦諮問委員会設置要綱に基づき同委員会(以下「委員会」という。)(が国民の負託に応えられる最もふさわしい候補者を答申することができるように必要な事項を定める。

(被推薦候補者の推薦手続)

第二条 本会は、弁護士会に最高裁判所裁判官候補者(以下「候補者」という。)(として推薦するにふさわしいと料する者の推薦を依頼する。

2 弁護士会は、会員(弁護士である会員をいう。以下同じ。)(の中に候補者として推薦するにふさわしいと料する者がいるときは、弁護士会連合会を通じて本会に対して推薦することができる。

3 弁護士会は、右の選考にあたっては会員への周知に努めるとともに会員の総意を直接または間接に反映できると認めるときは、候補者の推薦について

4 弁護士会連合会は、必要があると認めるときは、候補者の推薦について弁護士会と協議することができる。

(本会の指導・助言)

第三条 本会は、前二条の目的を達するために必要と認めるときは、弁護士会に対して指導・助言をすることができる。

(委員会の推薦基準)

第四条 委員会は、本会が候補者として推薦する者の推薦基準を定めることができる。

(委員会の審議)

第五条 委員会は、弁護士会から推薦された候補者に対して委員会に出席を求め質問をし、選考のための審議を行う。

2 委員会は、候補者に関する資料その他審議に必要な資料の蒐集、調査をすることができる。

(委員会の答申)

第六条 委員会の答申は、委員会の議決によるものとする。

2 委員会の議決は、出席した委員の無記名投票による。但し、出席した委員全員の同意があるときは他の方法をもって議決することができる。

3 答申には、本会が推薦する適正な人数の候補者とその順位を含む議決の内容を付する。

(委員会の議事)

第七条 委員会の議事は公開しない。

2 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員二名

以上がこれに署名押印して本会が保存する。

(会長の理事会報告及び公表)

第八条 本会会長は、本会が候補者の推薦をしたときは、その推薦した候補者の氏名及び審議の経過と内容を理事会に報告する。

2 本会会長は、最高裁判所裁判官の任命行為が完了したときは、本会が推薦し任命された最高裁判所裁判官の氏名及び推薦理由を公表する。

(委員の秘密保持)

第九条 委員は、候補者の推薦の議事に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この運用基準は、平成五年七月十六日より施行する。

附 則 (平成一三年一月二〇日規則第七十九号

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第二条
第二号改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。